

生息地等保全地区内鉱物採掘等届出書（通知書）

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者（通知者） 大学の所在地
大学の名称
代表者の氏名
電話番号

印

大学における教育又は学術研究のために鉱物の採掘（土石の採取）を行うので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第2第3号トの規定により、次のとおり届け出ます（通知します）。

生息地等保全地区の名称		
行為の目的		
行為に係る責任者	役職・氏名	
	連絡先	
行為の場所		市 郡 町 村 大字 字 番地（地先）
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法		
行為による影響の軽減の方法		
関連行為の概要		
行為の着手予定年月日		年 月 日
行為の完了予定年月日		年 月 日
備考		

注1 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。

2 「行為に係る責任者」欄の連絡先は、当該届出（通知）に係る行為に関する問い合わせに対応可能な連絡先を記載すること。

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載することとし、その詳細については、規則第23条において準用する規則第12条第2項第2号の概況図に記載すること。

4 「行為の施行方法」欄には、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積を記載すること。

5 「行為による影響の軽減の方法」欄には、当該行為による特定県内希少野生動植物種の個体の生息又は生育への影響を軽減するための方法を記載することとし、その詳細については、規則第23条において準用する規則第12条第2項第3号の平面図に記載すること。

- 6 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木竹の伐採、残土処理、工事中仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載することとし、その詳細については、規則第12条第2項第3号の平面図に記載すること。
- 7 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。